

八千代市第5次総合計画策定（後期基本計画策定時）基本方針

令和5年11月14日 策定

第5次総合計画策定（後期基本計画策定時）に関する基本方針は、以下のとおりとします。

1 基本構想の取扱い

後期基本計画の策定に当たっては、原則、基本構想を踏襲するものとします。ただし、計画の策定に際し、基本構想の一部修正を行う場合もあります。

2 後期基本計画策定の基本的方針

(1) 後期基本計画は、基本構想に示した基本理念及び将来都市像を実現するため、施策の大綱に基づき、限られた資源を最大限活用し、まちづくりを着実に推進していくため、重点的に実施する施策を位置付けた基本的な計画とします。

(2) 後期基本計画は、以下に掲げる前期基本計画策定後に生じた新たな行政課題を踏まえて策定するものとします。

①人口構造の変化、公共施設の老朽化、自然災害への対応などの課題に加えて、コロナ禍からの社会経済活動の正常化、さらにはSDGsやDX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、環境に配慮したカーボンニュートラルの実現などをはじめとする時代の潮流への対応

②「デジタル田園都市国家構想」に基づき、デジタル技術の活用によって、地域の特性を生かしながら地方の社会課題解決や魅力向上の取組を加速化・深化することを目的とした次期総合戦略の策定

(3) 財政状況等を十分に想定し、施策の実現性や事業の実効性を確保した計画とします。

合計画審議会において審議するものとします。

(3) 議会

様々な観点で意見や提案を受けるため、策定過程の節目ごとに議会に対して説明の機会を設けるものとします。

(4) 庁内策定体制

総合計画策定会議をはじめとして、職員の積極的な参画を求め、全庁を挙げて計画の策定に取り組むものとします。

(5) 調査等の活用

後期基本計画の策定に当たっては、市民意識調査等の調査結果を活用するものとします。

6 策定の時期

後期基本計画及び後期実施計画（令和7年度版）は、令和6年度中に策定するものとします。

7 計画の策定

後期基本計画及び後期実施計画は、部長会議において決定するものとします。

8 公表について

後期基本計画の策定に当たっては、所要事項を適切な時期に市ホームページや広報やちよ等で公開するものとします。

9 その他

策定基本方針に定めるもののほか、後期基本計画の策定に関して必要な事項は、別に定めるものとします。